

Title	国家の生物学的観察
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.4 (1917. 4) ,p.453(25)- 472(44)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170401-0025">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170401-0025</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中立國と有利なる條件を以て、通商條約を締結するを欲す可し。斯くて中立諸國をして聯合諸國に對するよりも、同盟諸國に對して、多く接近するに至らしめんか、聯合諸國の間に稍や大なる經濟上の組織を設けたりとするも、爲めに生ずる利益の局限せらる可きや論を俟たず。少なくとも英國の如き従來自由輸入の政策を以て、貿易上の關係を律したる國に就て云ふときは、多數の供給源泉を殊更に制限して少數とするの不利益は到底免かる能はざる所に屬すとす可く、此不利益を目前に控へながら、更に他國に大なる不利益を及ぼすことを理由として、自ら之を甘受す可しと云ふが如き、遽に一般の賛成を博するに値せざる議論なり。

## 國家の生物學的觀察

田中萃一郎

ダーウインの『種源論』が學界に提供されたのは一八五九年のことで、同書の第五章には進化論が人の起源來歴の上にも説明を與ふ可きことを豫想してある。然るに初めて組織的に進化論を論述したヘッケルは生物進化論のうちに人種又は個人、家族、團體、國家等の社會の來歴をも説く可きことを首唱した。そこでペーゾットは直ちにダーウインの生存競争説を政治組織の發展の上に適用し、一八七三年を以て『自然學と政治學』と題する小冊子を公にした。この書の冒頭に『現代の一特色は自然科學的知識の暴かに増進せること是なり。……新思想が如何に一二の要點に於て、二個の古き學問、即ち政治學と經濟學とを變革せるやを簡單

に論評するも必ずしも無用のことにあらざる可し』と記してある。ページオットは人類の歴史上生存競争の最も有力なる要素なることを認めただので、ダーウインの學說を初めて政治學に應用した偉効は之に歸せざるを得ぬ。然るにダーウインと相前後して進化論を唱へたスペンサーも亦一八七九年から『社會學原理』を公にして制度の發達を説き、その政治制度篇は一八八二年に完成せられた。義塾の先輩濱野渡邊兩氏が譯して『政治哲學』と題したのはこの政治制度篇である。スペンサーは更に社會學研究の資料を蒐集して一八六七年から『記述的社會學』と題する一大編纂物を續刊し一八八一年までに八編を公にして三千二百五十磅の損失を蒙つた。かくてこの書の發行は一旦中止されたが、遺言に依て遺産から得る収入を經費に充て、更に五編を出すこととなり支那の部はその一として既に學界に寄與せられた。さりながらこの豊富な資料も以て社會科學に十分な反響を示して居らぬ。是は一はスペンサーがダーウインと異つて社會相互の間に於ける生存競争を閑却して個人主義の上から常に立論し、而してその學說が一世を風靡した爲であるかと思はる。即ちスペンサーは社會と國家とを混同して居

つたので國家の生物學的觀察の上に貢獻することが割合に乏しかつたのである。

獨逸では普通進化と云はずして發展と云ふが、扱歴史的發展の法則を世界史上に發見したヘーゲルは夙に社會の概念と國家の概念とを區別し、その門弟中俊秀の聞ありしローレンツスタインは四十年代の中葉に巴里に遊びて同地に彌漫せる社會主義の思想を研究し、『現代佛國の社會主義共產主義』を著はして獨逸の學界を警醒し、獨逸に於ては當時なほ斬新なりし社會の概念を確立した。之と同時モールは又論文『國家科學と社會科學』に於て極めて眞面目の態度を以て社會なる概念の起源發展本質を論述した。グナイストが國法學者として英國に於ける憲法行政法の社會的基礎を闡明したのも亦國家と社會との區別を明にするに力があつた。その他詩人にして藝術家たるリールも鋭利なる觀察眼を以て巧に實際社會の状態を描寫して社會の概念を明にした。かく學者詩人の間に社會に對する研究が行はれて來たので、當時學界に於て白面の青年たりしトライチケは『社會科學』と題する論文に於てこの大勢を抑止せんとした。その論旨は教

會に關する學問は之を思惟し得らるゝ、又美術家社會に關する學問も之を思惟し得らるゝ、然もすべての社會の範圍に屬する雜駁なる萬般の事物を包括する科學は之を思惟することは出來無いと云ふのであつた。然るにダーウインの『種源論』の公にせられた年にカール・マルクスの『經濟學評論』は經濟上の定數論を發表し、次で一八六七年の『資本論』第一卷はこの主張を敷衍し近代社會に於ける經濟上の運動律を明にせんとした。マルクスの社會主義の理論を構成せるに對して獨逸の勞働者を糾合して初めて社會黨として活動せしめたフェルデナンド・ラッサール(些事ではあるが一言して置く、ラッサールはブレスラウ出生のユードで元來 Hassel と署して居つたが、巴里滞在中佛語の一綴音を語尾に加へて素生を晦まさらとしたのであるとドクトル・ルードウイヒの『共產主義無政府主義社會主義』に明記しあり、獨逸人もラッサールと發音して居る)。は一八六二年に伯林で試みた『政體論』と云ふ一場の講演で、憲法とは何ぞやとの間に答へて國家と社會との關係を明にして居る。聊か長くはあるが今左に譯載する。

## 二

『憲法にして果して一國の基礎的法律を構成すとせば、これ即ち余輩が下に於て詳細に論究せんと欲する所の或る物である。假に之を一の活動力の國內に布かるゝ、爾他のすべての法律制度をして必然實際に於けるが如くならしめ、隨て將來國內に於て之と異なる他の法律を布く事を得ざらしむるものなりと説明して置かう。叔諸君、一國に於ては果して一定の活動力の存するあつて國內に布かるゝすべての法律をして一定の範圍に於て勢ひ實際に於けるが如くならしめ、且然らざるを得ざらしむることありやと云ふに、勿論或物が存するのである。而してその或物は一定の社會に存する事實上の威力關係に外ならぬのである。でその社會に存する事實上の威力關係とは即ち社會のすべての法律並に法規的設備をして眼目の點に於て實際に於けるが如くならしめずんば止まざるの活動力を指すのである。今茲に譬喩を假りて之を説明して見やう。この譬喩は余輩が茲に述ぶるが如く事實として現れんことは全然不可能である。勿論この場合は余輩が後に至りて説かんと欲するが如く形を換へて現はるゝことはあらうが、そは兎に角、この場合が實際に起らうと云ふのでは無い、若し起つたならば如何に事物の眞

相を暴露せしむ可きやと云ふのである。扱諸君の知れるが如くプロイセンでは法令全書で公布されたものゝみが法律としての效力を有する。法令全書は宮内省御用デッカー印刷所で印刷さるゝ。法律の原本は内閣記録局に保管され、爾餘の記録局、圖書館、各書店等では印本の法令全書を保管する。扱茲にハムブルヒの火災の如き大火が起つて内閣記録局、圖書館、各書店、並にデッカー印刷所を延焼し、且不思議にも王國內他の都會にも同時に火災起り法令全書を所藏せる私人の文庫も悉く焼失し、プロイセン全圖を通じて一篇の法律も又存せざるに至つたと假定したならば、この祝融氏の禍の結果國內の法律は全くその跡を留めざるることゝなり、新法律を制定するの外又如何ともする能はざるに至るのである。扱諸君この場合に於て進んでその事業に着手し新法律を制定し得たりとなさばその手續や知何聊か之を研究して見やう。

『假りに法律はその痕跡を留めずとして、諸君が今や新法律を制定せんとするのである。吾人は國王に從來享有せると同一の地位を與ふることを欲せぬ、否國王には何等の地位をも與ふることを欲せぬと云ふたとしたならばどうである。國

王は簡單に云はるゝであらう。法律は痕跡を留めずとするも事實上軍隊は朕に服従し朕の命令に従て進軍する、戎器廠兵營の司令官は朕の命令に従て大砲を曳き出させ、かくて砲兵は街上を行進する。この事實上の威力を擁して居るが爲朕の意に反して朕の位地を左右せんとするも朕は毫も介意せぬと。諸君軍隊は國王に聽従し大砲は王命によつて發砲さるゝのである。果して然らば國王こそは憲法の實權を有せらるゝのである。又假りに諸君が下の如く云はれたならば如何である。吾人プロイセン人の同胞は一千八百萬人である、この一千八百萬人中大地主たる大貴族は極めて少數に過ぎぬ。然るにこの極めて少數の大地主が一千八百萬人と對等の權利を有し貴族院を組織して全國民の選出せる代議院の決議に對抗しその利益を干す場合には之を排斥して願みざるは吾人の了解し難き處である。假りに諸君が右の如く論じて吾人はすべて貴族である豈他に特に貴族院を要せんやと云ふたならばどうである。扱諸君大地主たる大貴族は勿論のこと農民を驅て諸君に向て進ましむることは出來ぬ、否之に反して却て農民の攻撃を避くるが爲に奔命に疲るゝであらう。併し大地主たる大貴族は常に宮廷

に對し國王に對して大勢力を有するが故に、その勢力を利用して軍隊大砲を動かして得可く、これ直接に兵力を左右し得ると毫も異ならぬのである。故に諸君、宮廷國王に對して勢力を有するの貴族こそは憲法の實權を有するのである。

『又假りに反對の場合を想像し、國王と貴族とが互ひに相一致して中古の組合制度を再興せんとし、而して數年前に實際一部分試みたが如く小手工業者に對するばかりでなく、中古に於て然りしが如く社會に於ける生産全部に對し、即ち大企業工場に對し、機械的の生産に對し之を再興せんとしたならばどうである。諸君の知らるゝが如く大資本は中古の組合制度の下では之を生ずること不可能である。

眞の大企業、工場工業、機械的の生産は中古の組合制度の下では全然之を經營するとは出来ぬ。蓋しこの組合制度に従へば一例を舉げて云へば到る處最も相接近せる異種の勞役の間に法規上の限界を定め、而して企業者は一人で二種以上を併せ營むことは出来ぬ。漆灰を塗る左官は穴を塗り塞ぐことは出来ぬ、釘鍛冶と錠鍛冶との間には當時相互の職業の範圍に關して訴訟が絶えぬ。更紗染に従事するものは、紺屋になる事が出来ぬ。且又組合制度の下では一企業家

の生産額も亦法律を以て嚴密に規定され、即ち何處で何業に従事する何の親方で、も法律で定められた若干の勞働者を使役し得るのみであつた。諸君の見らるゝが如く次の二つの理由から大生産、機械的の生産、機械的の事業は組合制度の下では一日も進歩を遂ふことは出来ぬ。蓋しこの大生産には第一、同一資本の掌裏に各種の勞役を糾合することを要し、第二に大量生産と自由競争と隨て勞働力を欲するが儘に無限に利用し得ることを必要とするのである。抑今日組合制度を輸入採用せんとせばその結果は如何と云ふに、大なる更紗若くは絹布製造業者たるボルジヒ氏、ユーゲルス氏等は工場を閉鎖し、勞働者を解雇し、鐵道會社も勢ひ之に倣はざることを得ざるこゝとなり、商工業は停滯し、手工業に従事する親方の大多數は之が爲に或は已を得ず、或は任意に徒弟を解雇し、かくてこの數ふ可からざる無数の民衆は麵麩と勞働とを求めて街上に群がり、その背後には之を目撃して感動し、之が評判によりて激勵されたる多數の中等社會あり、金力を以て之に援助を與へかくて鬭争は破裂す可く、而して勝利は必ずしも軍隊の側に歸す可しとも限らぬのである。して見れば諸君、ボルジヒ氏、ユーゲルス氏等すべて大工業家こそは憲法

の實權を有するのである。

『又假りに政府が大銀行家の利益を明かに傷く可き處置を執らんとしたならばどうである。例へば政府が中央銀行に命じて現在爲せるが如く、さなきだにすべての金融界を支配し目下その裏書によりてのみ中央銀行に於て割引を爲すの信用を與ふる大銀行家大資本家に對し、一層貸借の便宜を圖ることを爲さず、貧困者中産者に資本融通の道を開かんとせば、即ち中央銀行の營業振を改めてかゝる結果を生せしむる曉は果して如何と云ふに諸君、勿論之が爲に一揆を生ずることは無い。併し今日の政府は決してかゝる處置に出でぬ。蓋し諸君政府は時々資金、多額の資金を要し而も租税を以て之を徵收し得ぬ場合がある。かゝる場合には政府は將來の租税を費消するの策を執り公債を募集して之に對して證書を發行する。この際則ち銀行家の力を信らねばならぬ。勿論歲月の經過するに従ひ公債證書の大部分は結局國民の有産社會全部、小貸金業者の手に歸するのである。而もそれには歲月を要する、極めて長期の歲月を要するのである。然るに政府は即刻若くば短期の間に資金を要するが故に、即ち媒介者周旋人を用ゐる之をして一

時資金を調達して公債證書を引受しめ而してこの周旋人は歲月の經過と共に取引所に於て市價を人爲的に騰貴せしめたる後を俟て一般公衆に之を譲り渡すのである。この媒介者は即ち大銀行なるが故に政府は目下之と相反目することを敢てせぬ。して見れば諸君、銀行家たるメンデルスゾーン氏シクラー氏その他全取引所こそは憲法の實權を有するのである。

『又假りに政府にして例へば支那に行はるゝが如き刑法を發布し盜賊の父をも刑することゝせばどうである、これも容易に實施され得可しとは思はれぬ。何となれば教育社會一般の輿論は之に對して極めて頑強に反抗せねば止まぬ。官吏もゲーハイムラート連もすべて双手を頭上に舉げて驚き貴族院議員も之に反して異議を唱ふ可く、諸君ある範圍までは教育社會一般の輿論も亦憲法の實權を有するのである。又假りに政府にして貴族銀行家大工業家大資本家等を満足せしめ之に反して細民勞働者の政治上の自由を剝奪せんと決心したりとせばどうである。諸君この決心は果して行はる可きやと云ふに、勿論諸君一時行はるゝであらう、その行はるゝことは既に事實に於て證明せられた通である。余輩は後にこ

の點に就て更に一言するの機會を有するであらう。扱又假りに細民勞働者の政治上の自由は勿論一身上の自由を剝奪し數百年前中古の時代に各國に於て事實たりしが如く、之を以て體隸なり農奴なりと布告せんとせばどうである。諸君この希望は果して行はるゝであらうか。否、國王と貴族と中等社會の全部を舉げてこの點に就て一致せしむるとも決して行はれぬのである。蓋しこの場合に於て細民は言ふであらう、吾人は之を忍ばんよりは寧ろ死せんのみと。勞働者はポルジヒ・エーゲルスにして工場を閉鎖せずとも先を争て街上に現はれ細民全體を味方と爲し、その聯合の抵抗力は之を打破するを極めて困難であらう。して見れば諸君、極端の場合には彼等も亦憲法の實權を有するのである。扱諸君一國の憲法即ち一國に存する事實上の威力關係は即ち以上に列舉した通である。世人の通常憲法と稱する法規上の憲法との關係は如何であるか。諸君は直ちに之を看破せらるゝであらう。この事實上の威力關係を一葉の白紙に記し文字を以て之を現はしかく之を記録したる時は即ちそれは最早事實上の威力關係では無くて法律となり制度となつたのである。而して之に違反するものは罰せらるゝので

ある。』

三

國家の社會的要素はラッサールに依て右の如く充分に解剖せられた、即ち國家はその性質上數社會の聚合して成れるもので國家に反對して社會の概念の起れるは當然のことと認めらるゝに至つた。然るにスペンサーは一八七〇年代に於てはなほ且國家と社會との區別を明にせず、或は社會と云ふ熟字を國家と同意義に用ゐ、或は國家を以て政治的に組織されたる社會なりとし、『社會學原理』第二冊第四四〇節——四八節之を以て社會の高等の程度に發達したものと解して居つた。是れその學說の國家の説明に關して比較的缺陷の多い所以である。之に反してグスタフ・ラッセンホーフエルは一八九三年に『政治學の本領目的』と云ふ一書を公にして、國家を構成せる社會的團體が通常經過す可き天則的必然的現象を自然科學的に研究して得たその結果を發表したのである。國法學者はエリネックの如き大家と雖も國家の起源如何は到底定説を得可からずと爲せるが、ラッセンホーフエルは極めて明快に血族團體の互に相衝突し強者弱者を征服して茲

に政治上社會上不平等なる社會的團體を生じ財産の安固を圖るが爲に統治的制  
度、永久的形式を備ることとなり、國家の兵制法制始めて確立すと説いて居る。社  
會學者としてスペンサーと異りて人種確執問題等を夙に研究したグムプロウ  
イツもラッツェンホーフエルに傾倒して『國法學通論』に於て國家の起源に就  
て詳細論究して居る。故にオッペンハイマーもその會心の著述『國家論』に於て  
はグムプロウイツに負ふ所少からぬことを本文のうちに自認して居るのであ  
る。

オッペンハイマーは前々世紀の中葉に物故したベームルが『かるが故に大帝國  
の起源は領土擴張の動機に依れる暴威と統御の發端たる掠奪とに存することは  
明白ならん』と云へるのを引證してその眞理に近きものあることを云ふて居るが、  
要するに國家を以て血族團體交戦の結果に成れりと説いて居るのである。即ち  
オッペンハイマーは人間の生て往くには勞働するか掠奪するか何れにか由らぬ  
ばならぬ、額に汗して得たる餘剰を他人の額に汗して得たる餘剰と交換して生活  
の必要を満足するのは經濟的手段であつて、他人の勞働の成果を掠奪して往かう

と云ふのは政治的手段である。國家に於て治者の目的とする處は即ち戰勝者と  
して戰敗者を經濟上に於て誅求することである。されど國家は漸次生活の經濟  
的手段を原則とする自由公民團體に變じて往く即ち進化するのであると論じて  
居る。この書は小冊子ではあるが國家の生物學的觀察の上に於て近來の快著で  
ある。その經濟上の手段と政治上の手段との別を立てたのは、スペンサーが社會  
を尙武的典型と産業的典型とに區別し、更に溯てはコムトが社會發展の段階は最  
初は尙武的にして終極は産業的なりと説いたのに由來しては居るは勿論のこと  
で、強ち新説では無いが、その國家を社會學的に論究せんとの抱負は國家の起源に  
關する説明に於て殊に明に現はれて居る。プリンストン大學で政治學を講じて  
居るフォード教授は一昨年五月 *The Natural History of the State* と題する小著を  
世に問ふたがそのうちにオッペンハイマーを評して濠洲土人の社會やその他原  
始的民的の立て、居る社會は之を獵師の群で國家を爲さざる住民として排斥し  
て居る、それは差支なしとして濠洲聯邦やキャナダ領や北米合衆國の如き國家は  
交戦の所産であると云ふ定義に當て候らぬ。歴史上から見てその組織の原則が

經濟的であつて政治的でないことは明白である。であるからその定義では上記の三國は國家と稱することが出来なくなると攻撃して居る。オッペンハイマーも濠洲や新西蘭を以て國家發展の極到達す可き自由公民團體視して居るが、元來大英國の海軍方に保護されて出来た植民地で勞働者が我儘至極な政治を行つて居る以上完全なものでは無いが之を國家と見做すも亦差支ないので、國防の必要を感じて來れば徴兵制も布かるるのである。然らば北米合衆國は如何と云ふに今でこそ自由公民團體に近いやうであるが、創立の當初は奴隸を驅使して土地の開發を行ひ各州に代議士を配當するにも白人四萬人に就き一人、黒奴六萬六千六百六十六人に就き一人と定め、即ち黒奴の五分の三を白人の數に加へたのである。即ち當時黒奴を經濟上に誅求して居つたことは明白な事實で、唯之が原住の印度人でなくて阿弗利加から買收して來たと云ふのみである。故に國家の起源に關するオッペンハイマーの説は精神に於ても事實に於ても北米合衆國の場合には適用せらるるのである。而して自由公民團體の説は是は遠き將來には或は正しいものと實證されるかも知らぬが、米國さへブレイヤドネスの運動が起つて來

たのを見ると政治上の手段の亡びて仕舞ふことはあるまいと思ふ。

四

フォード教授の小著は國家に對する生物學的觀察が現今如何なる状態にあるやを主として説明して、ダーウインが元來社會的進化と個人的進化との兩面から説いた爲め學者が徒らに兩説の間に彷徨して要領を得なかつたと云ひ、生理學心理學言語學人類學等の方面から大體に於て人類の社會的進化に重きを置き、かくて結論に於て國家の本質を説いて居る。茲には敢て詳細に紹介することは出来ぬが人類學上の議論は余輩の殊に興味を感じた點であるので要點を云ふて見れば、家族制度に關してはモルガンが一八七八年に『古代社會論』を公にして原始的團體結婚が次第に進化して現今の一夫一婦制度となつたとの説を主張してから一時學界を風靡し、エンゲルスの『家族起源論』は明快に之に賛成を表して居る。その後ヘルシング、フォールのウエスターマーク教授は『人類結婚史』を著してモルガンの説を駁し、フライブルヒのグローセ教授の『家族制度論』も亦同じく反對を表して居る。而も過去にも現在にも母系のみの行はれて居る處は尠くなく、血族關

係の稱へ方に團體的に結婚の行はれたことを立證し得るものがあるので、フォード教授はつまり屋外人類學者に左袒して書齋人類學者を指彈して居る。モルガンの團體結婚説は抑も印度人の實際の觀察に基いたのであるが、メルポーン大學の生物學教授ポールドウインスペンサーと南濠洲アリススプリングス土人保護官ギレンとは屋外觀察と書齋研究とを該ねて一八九九年に出版した『中部濠洲土人篇』で言語と習慣とに照して團體結婚の行はれて居つたことを斷言して居る。團體結婚は決して雜婚ではなく一九〇四年にホーウィットの公にした『東南濠洲土人篇』に依れば社會上の單位は元來個人でなくして團體であつたので、隨て結婚關係も團體的となつたのであるから、是を稱して雜婚と云ふのは當らぬ。母方の伯父と父方の伯父とが別の稱呼で區別されて居るのはその證據である。次でフレーザー教授の『トーチミズムと外婚制度』が出版せられてから蠻人の社會組織は社會的に進化したので個人的に進化したので無いことが益々明かになつた。そこでフォード教授はシーレーの『政治學序論』に歸納的に政治學を研究するには文野の區別を立てることは出來ぬ、政治の行はるゝすべての社會を公平に觀察

せねばならぬ、博物學者が雜草であるとして或る植物を排斥し、蛆蟲であるとして或る動物を排斥し得ぬが如く、氣に入らぬからとて或る國家を排斥することは出來ぬと云へるを引證して、オープンハイマーの血族團體をも自由公民團體をもすべて國家なりとし、そこで結論に於て人は社會的進化の所生なりとの名題を掲げ、之が系論として國家は人類存在の永久的普遍的組織なり人の國家より離れ難きは鳥の空氣の外に出で難きが如し、政府は國家第一の機關にして動物性の一變して人間性となるの時に先て起る、人、國家を造るにあらずして國家、人を造るなり、人は生れながらにして政治的生物なり、人の性質は政府之を造り政府を必要とし之を求めて止まず、社會とは大體特殊の方面より見たる國家なり、權利は天賦のものにあらずして派生せるものなり、權利は國家内に存し國家と離れて存せず、故に權利には必ず義務の之に伴ふものあり。自由は抑制なきの謂にあらず秩序あるの謂なり、國家の目的は人の完成にあるもこの目的を達せんとせば國家を完成せざる可からず。制度の善惡は個人の利害に依て判す可きにあらず社會の利害に依て決す可し、個人の生活は大なる生活に與て擴充せられ高き生活と一體を爲して向上せ

らる云々と説いて居る。ト―テム制度時代の血族團體を國家と呼ぶの必要は無  
い、オッペンハイマーの所謂政治的手段の行はれぬ處に國家は無いので、而して政  
治的手段は勿論緩和はされて往くが全然廢止されることは無いと思はれるから  
余輩は自由公民團體も矢張り國家であると思ふ。それである。それでその他の  
點に於ては大體はフォード教授の結論に賛成して可なりであるが進化の社會的  
假説に聊か拘はれて居りはせぬかと思ふ。國家は土地を私有し妻を私有して協  
同制度に反對せんとする個人主義の現はれてから起つたので個人主義を無視す  
る國家は矢張り一種の變態たるに過ぎぬ。否かゝる國家には個人主義と世界主  
義とが双方から壓逼を加へてその維持を困難ならしめねば已まぬのである。故  
に又國家は世界的人道とも相背馳せぬやうにせねばならぬ。フォード教授の小  
著を借りて現今に於ける國家の生物學的觀察の一端を説明しやうと云ふが本論  
の目的である。

## 非人寄場

幸 田 成 友

生活難其の他種種の事情により郷里を逃亡して大都會に出づる者は、大概日雇  
人足となり、奉公人となれど、中には柔弱にして勞役を厭ひ、或は病を獲て職を失ひ、  
晝間は町家の門先に立ちて米錢を乞ひ、夜間は菰を纏ひて道路橋上に横臥せる者  
も少からず、稱して野非人といひ、無宿・乞食・又、あ、こ、も、と、も、い、へ、り。

天保年間老中水野越前守忠邦が農村荒廢と都市人口の集中とを憂ひ、江戸北町  
奉行遠山左衛門尉景元をして之が救濟策を調査せしむるに及び、野非人取締も自  
ら一問題となれり。天保十三年五月、左衛門尉が南町奉行島居甲斐守忠耀と連名  
にて上れる書類には、本問題に論及して曰く、野非人は無頼の無宿なれば、悉く之を  
石川島人足寄場に收容すべく、之が爲に寄場建増の要あらば、同所附近の板材木炭